平成２１年（フ）第９２４号
岡山市南区西市730番地リッツハウスＢ―101室、開始決定時の住所岡山市中区倉田233番地５
破産者　野﨑　節子
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２６号
大阪市淀川区西宮原２丁目３番30号―414号、開始決定時の住所岡山市中区倉田233番地５
破産者　野﨑　修一
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５号
山口県下関市員光町２丁目12番９号、前住所山口市大内御堀777番地119
破産者　河村　　勉
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１８６８号
埼玉県新座市栄４丁目７番17―413号
破産者　星野　直人
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６１号
宮城県岩沼市松ケ丘３丁目８番地の１　県営住宅626号、従前の住所宮城県岩沼市松ヶ丘３丁目11番地の９―103
破産者　海谷　潤子
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
仙台市泉区南中山１丁目30番地の25　モンブラン南中山Ｉ101、開始決定時の住所宮城県宮城郡利府町しらかし台５丁目６番地11
破産者　菅野　　博
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
金沢市泉が丘２丁目11番50号　グリーンビュー泉ヶ丘307号室、住民票上の住所金沢市小立野２丁目５番11号
破産者　東山　　隆
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３４７号
金沢市高尾南３丁目170番地、従前の住所金沢市伏見台２丁目６番10号
破産者　寺本　幸重
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７９号
名古屋市昭和区北山町３丁目22番地の２シャトレ北山627号
破産者　服部　　進
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６１号
愛知県春日井市林島町３丁目７番地14　アーバンライフＫ202号
破産者　足立　晋一
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６０５号
兵庫県川西市けやき坂３丁目17番地の６
破産者　山本　寛房
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９１４号
大阪市東住吉区田辺５丁目15番５号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区三明町１丁目９番15号
破産者　簗本　雅哉
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９１５号
大阪市東住吉区田辺５丁目15番５号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区三明町１丁目９番10号
破産者　簗本　律子
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５９２号
大阪府枚方市釈尊寺町26番36―301号、開始決定時の住所大阪府枚方市渚南町４番７号
破産者　西野　　勝
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６２１号
三重県伊賀市桐ヶ丘１丁目105番地
破産者　一色　更正
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０５７号
大阪市浪速区敷津西２丁目10番28号
破産者　濱口　貞義
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部